書面掲示事項のウェブサイトへの掲載（グループ共通事項）

保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が書面掲示することとされている事項について掲載しています。

ご利用の皆様へ

調剤管理料・服薬管理指導料等の各種業務の保険点数は「調剤報酬点数表の一覧等」をご参照ください。

・調剤管理料：服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、
　患者様毎に薬剤服用歴への記録等を行っています。
・服薬管理指導料：薬剤服用歴等に基づいて、薬剤情報提供文書により情報提供し、
　薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。

当社グループ薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、ご来局の患者様に対し、診療情報、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行います。
当社グループ薬局は、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
当社グループ薬局は、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療ＤＸに係る取組を実施しております。
当社グループ薬局は災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を
確保しています。
抗原検査キットの営業時間外販売についての連絡先は別途掲示

以下の場合、実費請求させて頂くことがございます。

・公的保険給付以外の文書の発行に係る費用：原則、1 回 1100 円(税込)
・薬剤の容器代：各店舗の費用は「書面掲示のウェブ掲載（届出事項等一覧)」をご確認ください。
・保険薬局における患家等への薬剤の持参料及び郵送代：公共機関を使用した場合の
　往復交通費実費、郵送代実費
・多言語対応費用（通訳料、通訳手配料や翻訳機使用料等）：実費
・患者様の希望に基づく内服薬の一包化：7 日分毎に 374 円(税込)
・患者様の希望に基づく甘味剤等の添加：甘味剤等の添加に係る費用は原則いただいておりません。
・患者様の希望に基づく服薬カレンダー等の提供：各店舗の費用は「書面掲示のウェブ掲載（届出事項等一覧)」をご確認ください。

・オンライン服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び
　患者に配送する際に要する費用：配送代実費
・特殊な事情なく 16KM を超えて訪問薬剤管理指導を行った場合の
　在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料：保険相当
・評価療養、患者申出療養又は選定療養の費用：長期収載品の選定療養については
「調剤報酬点数表の一覧等」参照
・表示する開店時間以外の時間における緊急性のない対面調剤：保険相当
・近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品
　　：リジュセアミニ点眼 3960 円/30 本入箱(税別)
・評価療養に係る特別の料金については取扱いがある場合、別途掲示

調剤点数表等に基づき地方厚生局（介護保険については自治体)に届け出た事項については、当社グループ各薬局の情報は「書面掲示のウェブ掲載（届出事項等一覧)」を
ご確認ください。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当社グループ薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

　また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

　明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

患者のみなさまへ

令和８年６月から

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ 特別の料金は、令和８年６月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当**です。

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の２分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※QRコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

指定居宅療養管理指導事業者　運営規程

（事業の目的）
第１条
１．株式会社マツキヨココカラカンパニーが開設する当社グループ薬局（指定居宅サービス事業者　※「書面掲示事項・個店ごと相違事項のリスト」に掲載の店舗）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当社グループ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
２．利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）
第２条
１．要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
２．地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
３．適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
・保険薬局であること。
・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）
第３条
１．従業者について
・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
２．管理者について
・常勤の管理者１名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当該薬局の調剤責任者との兼務を可とする。

（職務の内容）
第４条
１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のＡＤＬやＱＯＬに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
２．訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）
第５条
１．原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（１２月３０日～１月３日）を除く。
２．当社グループ各薬局の営業日・営業時間はホームページ内の各店舗ページにてご確認ください。

３．営業時間外の連絡先については薬局の掲示物でご確認ください。

（通常の事業の実施地域）
第６条
１．通常の実施地域は、特殊な事情がある場合を除き、事業所から半径１６キロメートル以内の区域とする。

（指定居宅療養管理指導等の内容）

第７条

１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
・薬剤服用歴の管理
・薬剤等の居宅への配送
・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
・ＡＤＬ、ＱＯＬ等に及ぼす使用薬剤の影響確認
・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
・在宅医療機器、用具、材料等の供給
・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第８条

１．利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

２．利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者または
その家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

３．居宅療養管理指導に要した公共機関の交通費は、薬局からの往復交通費を
実費徴収する。

（緊急時等における対応方法）

第９条　居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が
生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（苦情処理）

第 10 条　居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。苦情に対する措置については重要事項説明書に記載する。

（事故処理）
第 11 条　居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

（虐待の防止のための措置）
第 12 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
1．虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2．虐待の防止のための指針を整備する。
3．従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
4．前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第 13 条
1．当社グループ薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。
2．従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4．サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5．この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当社グループ薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

１．　提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

２．　営業日および営業時間

当社グループ各薬局の営業日・営業時間はホームページ内の各店舗ページにてご確認ください。

なお緊急時は上記の限りではありません。

３．　利用料金

㈠単一建物診療患者が１人の場合　518 単位

1 割負担の方　518 円/回、2 割負担の方　1036 円/回、3 割負担の方　1554 円/回

㈡単一建物診療患者が 2 人～ 9 人の場合　379 単位

1 割負担の方　379 円/回、2 割負担の方　758 円/回、3 割負担の方　1137 円/回

㈢ ㈠及び㈡以外の場合　342 単位

1 割負担の方　342 円/回、2 割負担の方　684 円/回、3 割負担の方　1026 円/回

㈣ 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合　46 単位

（居宅管理指導と同日に行った場合を除く）

1 割負担の方　 46 円/回、2 割負担の方　 92 円/回、3 割負担の方　138 円/回

＊医療用麻薬持続注射療法を行っている方（加算）

1 割負担の方　250 円/回、2 割負担の方　500 円/回、3 割負担の方　750 円/回

＊在宅中心静脈栄養法が行われている方（加算）

1 割負担の方　150 円/回、2 割負担の方　300 円/回、3 割負担の方　450 円/回

＊麻薬薬剤管理の必要な方（加算）

1 割負担の方　100 円/回、2 割負担の方　200 円/回、3 割負担の方　300 円/回

＊離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導サービス提供料

（１）特別地域加算　所定単位数の 100 分の 15

（２）中山間地域等における小規模事業所加算　所定単位数の 100 分の 10

（３）中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算　所定単位数の 100 分の 5